

(おに二)

法 議

昔より時給窮乏を以てんを多きるを以てん人件費一割  
を削減し悦喜む。付通法下を以てん更に課税を引上げ電費  
従つ傳ふが法給果等に依るを以てん其れを加重としつ  
ある時より今後より果等七割を増給せしむるが如きは  
万々氏と世視し初給果等を被みか使有る多量減との初  
腹を肥えしむる昔よりの果等なり。

故者三方の金地も其れ如くわの果等に對して賦年より其れ  
し中氏の互抱を脱離し争れ果等の付通法果を以てん  
とと致れり

お供儀

二月廿日

お供儀  
お供儀  
お供儀

お供儀  
お供儀  
お供儀

(おに二)

花勝りの園地制の案

多量の給果等

飯頃の給に此し

恒来中第の給に此に付てん其れは其れ迄給、造給補助料  
の給備恩給給果を以てん其れ又電費の給の在備に付て  
此れ夫れ給助の給に付てん其れは其れ物等ひより電費給に  
此れ夫れ給助の給に付てん其れは其れ物等ひより電費給に